

特許仮実施権原簿の仮専用実施権の登録を抹消する事由

	抹消事由	抹消の方法	登録の原因及び登録年月日
1	特許権の設定登録をした場合	特許仮実施権原簿を職権で抹消（ただし、特許出願番号欄、表題部の表示欄は権利の表示欄ではないため抹消されない。乙区は抹消される。）	原因、原因日及び登録年月日、職印
2	出願の取下げ（みなし取下げ含）又は放棄があった場合		
3	出願を却下した場合		
4	拒絶査定又は拒絶審決が確定した場合		
5	仮専用実施権の移転により、仮専用実施権者と特許を受ける権利を有する者が同一となった場合（混同）	仮専用実施権の登録を職権で抹消。	
6	仮専用実施権の抹消登録申請があった場合	仮専用実施権の登録を抹消。 （申請による登録：特登令第5節参照）	受付年月日、受付番号、職印、その旨